

## § 128 行政手続き

節		Page
128.1	<a href="#">行政手続法よりの機能の除外</a>	1
128.2	<a href="#">行政法審判官</a>	1
128.3	<a href="#">行政手続きの開始</a>	1
128.4	<a href="#">不履行</a>	1
128.5	<a href="#">答弁書及び口頭審理の要求</a>	2
128.6	<a href="#">ディスカバリー（開示手続き）</a>	2
128.7	<a href="#">予備審問会</a>	3
128.8	<a href="#">審理</a>	3
128.9	<a href="#">行政法審判官の面前での訴訟手続き及び行政法審判官の報告</a>	4
128.10	<a href="#">訴訟手続きの処理</a>	4
128.11	<a href="#">同意の取決め</a>	4
128.12	<a href="#">再審理</a>	4
128.13	<a href="#">上訴</a>	5
128.14	<a href="#">手続きの機密性</a>	5
128.15	<a href="#">執行猶予期間付命令</a>	6
128.16	<a href="#">時間の延長</a>	6
128.17	<a href="#">命令の利用の可能性</a>	6

## § 128.1 行政手続法よりの機能の除外

武器輸出管理法 (AECA) は、世界平和並びに米国の安全保障及び外交政策を推進するために防衛物品及び防衛役務の輸入及び輸出を規制する権限を大統領に与えている。代理権に基づいて、国務長官は、承認を求める輸出許可申請若しくはその他の書面による請求を許可すべきか否か、又は除外条項を用いることができるか否かを決定する権限が与えられている。国務長官は、望ましいと考える場合はいつでも、輸出許可又はその他の書面による認可の取消し、停止又は修正をこれらの措置を行う権限が与えられている。~~本法律は、承認を求める輸出許可申請若しくはその他の書面による請求を許可すべきか否か、又は除外条項を用いることができるか否かを決定する権限を国務長官に与えている。本法律は、また、国務長官が、輸出許可又はその他の書面による認可の取消し、停止又は修正を望ましいと考える場合はいつでも、これらの措置を行う権限を国務長官に与えている。~~

AECA 武器輸出管理法の執行は、行政手続法の軍事及び外交の適用除外の範疇に含まれる外交機能であり、これによりこの行政手続法のさまざまな条項から明示的に除外される。外交機能の執行 (AECA 武器輸出管理法を施行するために必要な裁定を含む) は、自由裁量度が高いので、行政手続法のもとでの審理から除外される。

[87 FR 16425, Mar. 23, 2022]

## § 128.2 行政法審判官

本章で言及される行政法審判官は、国務省によって指名される行政法審判官である。行政法審判官は、~~本副章の § 127.7 及び~~ § 128.3 から § 128.16 で規定する権限を行使し、職務を遂行することが認められている。

[87 FR 16425, Mar. 23, 2022]

## § 128.3 行政手続きの開始

## (a) 起訴状

防衛取引管理担当国務副次官補又は防衛取引管理コンプライアンス室室長は、国務省法律顧問室の協力を得て、本副章のそれぞれ § 127.7 又は § 127.10 に従って、個々に資格剥奪又は民事制裁金を課すための手続を開始することができる。行政手続きは起訴状によって開始される。起訴状は、嫌疑のかかっている違反を構成する本質的事実を記載し、関連する規制条項又はその他の条項を引用する。起訴状は、§ 128.5(a) で規定されるところにより 30 日以内に当該起訴に対して答弁するよう被告に通知し、答弁しない場合、起訴の事実を自認したのものとしてみなされることを示唆する。起訴状は、被告に対して、書面による口頭審理の要求が答弁書とともに提出された場合又は答弁書の送達後 7 日以内であれば、被告が口頭審理の席につく権利があることを通知する。被告は、被告が願う場合、被告が選任した弁護士により代理されることができることについても通知される。起訴状は、妥当な通知の上で、適宜修正される場合がある。

## (b) 送達

起訴状は、以下の時点をもって被告に送達される：

- (1) 被告が米国の居住者である場合は、当該者の最新の住所で被告に宛てた封書により料金前払い郵便で郵送された時点；又は被告若しくは被告の代理人若しくは被告の従業員に配達された時；又は被告の住居においてその時点でそこに居住している適切な年齢と判断力を有する他者に配達された時；或いは
- (2) 被告が米国の居住者でない場合、前述の方法のいずれかにより被告に送達された時。そのような送達方法が実行できないか適切でない場合、起訴状は、被告への送達のために、被告が居住している国の政府の当局者に提出されることができる（ただし、米国政府と被告が居住している国の政府との間でその措置ができるようにする協定又は了解があることを条件とする）。

[61 FR 48831, Sept. 17, 1996, as amended at 71 FR 20551, Apr. 21, 2006; 78 FR 52689, Aug. 26, 2013]

## § 128.4 不履行

## (a) 答弁の不履行

被告が起訴状に答弁することができない場合、被告は不履行で追及される場合がある。その事案は、その後、行政法審判官が適切と考えることができる方法で、審理のために行政法審判官に付託されるものとする。それにより発令されるすべての命令は、応訴された起訴処分に続いて発令される命令と同じ効力を有するものとする。

## (b) 不履行取消の申立て

不履行に基づく命令が発令された被告は、正当な理由を示すことによって、不履行の取消及び当該不履行に基づいて提起された命令の取消しを申請をすることができる。その申立ては、政治軍事担当国務次官補（2201 C Street, NW., Washington, DC 20520）へ、2通提出しなければならない。政治軍事局局長は、審理及び提言を求めて、その申立てを行政法審判官に付託する。行政法審判官は、申請書を審理し、審理の開催を命じ、被告に対して被告の申立てを裏付ける更なる証拠を提出することを要求することができる。不履行の取消の申立ての提出は、いかなる方法であっても、不履行に基づいて提起された命令に影響を及ぼさないし、当該命令は、それを修正又は停止させる更なる命令が発令されない限り、効力を十分に発揮し有効であり続ける。

[61 FR 48832, Sept. 17, 1996]

## § 128.5 答弁書及び口頭審理の要求

## (a) 答弁書の時期

被告は、起訴状に対して送達されてから 30 日以内に答弁書を提出することが義務付けられている。

## (b) 答弁書の内容

答弁書は、起訴状に対して答えるものでなければならない。答弁書は、被告の 1 つ以上の抗弁の内容を詳細に述べなければならない。答弁書において、被告は、起訴状のそれぞれ独立した主張について明確に認めるか否認しなければならない（ただし、被告が知っていない場合を除く。その場合において、被告の答弁書にはそのように申立てしなければならず、その申立ては否認として機能するものとする）。それぞれの主張に否認又は反論をしなかった場合、これらを容認したものとみなされる。答弁書には、被告が抗弁又は刑罰軽減要求の裏付けになると考える追加事項又は新規事項を述べるることができる。答弁書において明確に述べられない抗弁又は一部抗弁は、放棄されたものとみなされるものとする。審理で被告により差し出された答弁書に基づく証拠資料は、正当な根拠が示される場合を除いて、拒絶される可能性がある。被告が口頭審理を要求しない場合、被告は、被告の答弁書の送達後 7 日以内に、争点事項に影響がある或いは関連がある、すべてのコレスポネンス[往復書簡]、書類、記録、宣誓供述書及びその他の証拠資料の原本又は複写写真を送付しなければならない。そのような資料が英語以外の言語で書かれている場合、英語に翻訳したものを同時に提出しなければならない。

## (c) 答弁書の提出

答弁書、（もしあれば）口頭審理の書面による要求書及び § 128.5 (b) で必要とされる裏付けとなるエビデンスは正副二通作成しなければならない。指定された行政法審判官に郵送又は配送しなければならない。コピー 1 部は、同時に、防衛取引管理担当国務副次官補（SA. 1, Room 1200, Department of State, Washington, DC 20522-0112）に郵送するか、防衛取引管理担当国務副次官補宛（SA. 1, Room 1200, Department of State, Washington, DC 20037）で、2401 Street, NW., Washington, DC に届けられなければならない。

[58 FR 39320, July 22, 1993, as amended at 61 FR 48832, Sept. 17, 1996; 71 FR 20551, Apr. 21, 2006; 79 FR 8089, Feb. 11, 2014]

## § 128.6 ディスカバリー（開示手続き）

## (a) 被告による開示要求

被告は、抗弁を作成するのに必要な或いは有用な可能性がある関連情報であって、公開が特別に許可されたものでない情報又はその他認められていない情報を、行政法審判官を通して、防衛取引管理部から要求することができる。防衛取引管理部は、抗弁を作成するのに必要な或いは有用な可能性がある関連情報であって、公開が特別に許可されたものでない情報又はその他認められていない情報を提供することができる。防衛取引管理部は、原本の文書の代わりに要約を提供することができ、また、国家安全保障若しくは外交政策上の国益が必要とする場合、又は当該情報が開示されないことを要求する制定法、大統領令若しくは規則を順守する必要がある場合、情報の開示を差し控えることができる。被告は、行政法審判官に対して、他の者又は政府機関から、関連する情報、書籍、記録又はその他のエビデンスを要求することを請求することができる（ただし、その要求が範囲において妥当であり、甚だしく重荷とならない場合に限られる）。

## (b) 防衛取引管理部による開示要求

防衛取引管理部又は行政法審判官は、被告に、事実の自認、質問書への回答、帳簿、記録又はその他の関連するエビデンスの提示について合理的な要求を行うことができる（ただし、その要求が関連性があり重要なものである場合に限られる）。

## (c) 召喚状

当事者の要求を受けて、行政法審判官は、訴訟手続きに関係し重要であり、範囲において妥当であり、甚だしく重荷とならないと当該行政法審判官により判定された証人の出席及び帳簿、記録又はその他の書類でのエビデンス若しくは物的エビデンスの提示を要求する召喚状（行政法審判官に返送すべきもの）を発行することができる。

## (d) 開示請求権の執行

防衛取引管理部が被告に対して、自己が所有する情報であって、他の方法では入手できず、被告の抗弁に必要なものを被告に提供できない場合、行政法審判官は、自らの申立てにより、又は被告の申立てにより、告発を棄却することができる。被告が、防衛取引管理部又は行政法審判官による開示要求に相当な努力をもって応じることができなかつた場合、行政法審判官は、自らの申立て又は防衛取引管理部の申立てにより、且つ、行政法審判官が発令することができる通知を被告に行うことにより、行政法審判官は、被告の答弁を取消した上、被告に不履行があったものとして宣告するか、行政法審判官が、その状況において必要でかつ正当であると考え他の裁定を行うことができる。第三者が情報提供の要求に応じることができなかつた場合、行政法審判官は、求められたエビデンスが公正な審理のために必要かどうかを検討しなければならない、そして、それがなければ公正な審理が開けないほど必要な場合、行政法審判官は、代替の情報が被告の権利を保護するために十分であるか否かについて裁定しなければならない。行政法審判官が代替情報により公正な審理を開くことができると裁定した場合、訴訟手続きを継続することができる。もしそうでなければ、行政法審判官は、告発を棄却することができる。

[61 FR 48832, Sept. 17, 1996, as amended at 71 FR 20551, Apr. 21, 2006]

## § 128.7 予備審問会

- (a) (1) 行政法審判官は、行政法審判官自身の申立て又はいずれかの当事者の申立てにより、当事者又は彼らの弁護人に対して、以下の内容を検討するために、予備審問会の開催を要求することができる：
- (i) 争点の単純化；
  - (ii) 訴答書面に対する修正の必要性又は望ましさ；
  - (iii) 不必要な立証を回避するため、事実及び文書についての約定を得ること；又は
  - (iv) 訴訟手続きの決着を迅速化できるその他の事柄。
- (2) 行政法審判官は、審問会において合意された若しくは講じられた措置の要約を作成し、その中に当事者により行われた書面による約定又は合意事項を組み込む。
- (3) 審問会の議事録は、磁気的に記録されるか、報告者により書き止められてタイプされることができ、

行政法審判官に提出することができる。

- (b) 審問会が実行不可能な場合、行政法審判官は、審問会の目的を達成するため当事者に対して、その者と連絡を取り合うことを要請することができる。行政法審判官は、審問会の場合と同様に、講じられた措置の要約を作成しなければならない。

[61 FR 48832, Sept. 17, 1996, as amended at 71 FR 20551, Apr. 21, 2006]

#### § 128.8 審理

- (a) 書面による答弁を期日通りに提出しなかった被告は、審理を要求する権利が与えられず、その事案は § 128.4(a) で規定される所により行政法審判官によって検討される場合がある。答弁書が提出されているが、口頭審理が要求されていない場合、行政法審判官は訴答書面及び使用可能なエビデンスをもとに事案の検討を進めることができる。行政法審判官は、行政法審判官が適切であると考える方法で審理の記録を作成することができる。被告が答弁を提出し、口頭審理を要求する場合、行政法審判官は、正規の通知のもとに、当該事案について審理の準備をしなければならない（ただし、被告が、被告の答弁において裁定されるべき重要な事実の争点について何も提起していない場合を除く）。被告が予定された審理に出廷できない場合であっても、審理は、被告の不在のまま進めることができる。被告の出廷の不履行は、審理又は訴訟手続き又はそれ以降の措置の正当性に影響を及ぼさない。

- (b) 行政法審判官は、宣誓証言若しくは無宣誓証言をさせることができる。被告は、弁護人により代理されることができる。当事者及び行政法審判官によって別途同意されない限り、訴訟記録は書記官又は磁気記録によってとられ、タイプされ、行政法審判官に提出される。被告は、記録の謄本を調べることができ、妥当な費用の支払いによりコピーを入手することができる。

[61 FR 48833, Sept. 17, 1996]

#### § 128.9 行政法審判官の面前での訴訟手続き及び行政法審判官の報告

- (a) 行政法審判官は、行政法審判官の面前での訴訟手続きのいかなる部分についても、連邦民事訴訟規則に適合させることができる。その記録は、同じ被告が関係する他の行政手続き又はその他の訴訟手続きにおいて利用できるようにすることができる。

- (b) 行政法審判官は、記録を検討した後に、書面による報告書を作成する。その報告書には、事実認定、法律の調査結果、法律又は規則の違反が行われたか否かの調査結果並びに行政法審判官の提言を含む。それは、政治軍事担当国務次官補に伝達されるものとする。

[61 FR 48833, Sept. 17, 1996]

#### § 128.10 訴訟手続きの処理

証拠が起訴を裏付けるのに十分でない場合、防衛取引管理部部长又は行政法審判官はその起訴を棄却する。行政法審判官が、違反が犯されたと認定した場合、行政法審判官の提言は助言のみを与えるものとする。防衛取引管理担当国務副次官補はその記録を審査し、行政法審判官の報告を考慮して、事案のしかるべき処理を行うものとする。防衛取引管理担当国務副次官補は、本副章の § 127.7 で規定する所により、被告が防衛物品若しくは技術資料の輸出又は防衛役務の提供に関与することを禁じること、本副章の § 127.10 で規定する所により民事制裁金を課すこと、或いは行政法審判官が勧告することができる措置を講じることができる。資格剥奪命令は、そこで指定される期間の間、効力を有するものとし、適切であるとみなされる追加条件を含むことができる。当該命令のコピーは、行政法審判官の報告書のコピーとともに、被告に送達される。

[79 FR 8089, Feb. 11, 2014]

## § 128.11 同意の取決め

- (a) 防衛取引管理部と被告は、取決めによって、行政法審判官に対して同意命令の発行を求める提案書を提出することができる。行政法審判官は、事案の事実関係及び当該提案を審査し、当事者と協議を実施することができる。その事案における証拠の提示を要求することができる。行政法審判官が当該提案を承認しなかった場合、行政法審判官は当事者に通知し、その事案は同意提案が行われなかったかのように、訴訟手続きがとられる。当該提案が承認された場合、行政法審判官は、当該事案の事実関係を提言とともに、政治軍事担当国務次官補に報告する。政治軍事担当国務次官補が当該提案を承認しなかった場合、その事案は同意提案が行われなかったかのように、訴訟手続きがとられる。政治軍事担当国務次官補が当該提案を承認した場合、しかるべき命令を発行することができる。
- (b) 事案は、起訴状が送達される前に調停される可能性もある。そのような場合、起訴状案が作成されなければならない。さらに、同意の取決め及び同意命令が、政治軍事担当国務次官補の承認及び署名のために提出されなければならない。また、行政法審判官によるいかなる措置も必要とされないものとする。解決された事案については、再開したり上訴することもできない。

[61 FR 48833, Sept. 17, 1996, as amended at 71 FR 20552, Apr. 21, 2006]

## § 128.12 再審理

行政法審判官は、最初の審理の時点で知られていなかった或いは入手できなかった関連する重要なエビデンスを審理する目的で、いつでも再審理を許諾すること又は訴訟手続きを再開することができる。再審理又は再開に関する報告には、当該証拠の要約を記載しなければならない。また、当該証拠が最初の審理の時点で提出できなかった理由について説明しなければならない。行政法審判官は、当事者に対して、更なる審理を通知し、そのような審理を実施し、最初の訴訟手続きについて規定されていたのと同じ方法（§ 128.10 で定められている）で報告及び提言が提出される。

[61 FR 48833, Sept. 17, 1996]

## § 128.13 上訴

## (a) 上訴の提出

上訴は書面でなければならず、武器管理及び国際安全保障担当国務次官（Washington, DC 20520）に宛てて提出しなければならない。輸出する権利を剥奪する最終命令又は民事制裁金を課す最終命令の上訴は、その命令を受けてから 30 日後以内に提出しなければならない。当該国務次官が何らかの理由により上訴に取り組むことができない場合、当該国務次官は上訴を受理し上訴に取り組むため、他の国務省の担当官を指名することができる。

## (b) 上訴の根拠及び条件

被告は、次のいずれかの根拠に基づき、資格剥奪又は民事制裁金を課すことに対して上訴することができる（§ 128.11 による同意命令に従う民事制裁金を課す場合を除く）：

- (1) 違反の事実認定が十分な証拠で裏付けられていない；
- (2) 不利益となる法の誤りが犯されている；又は
- (3) 当該命令の規定が、恣意的であるか、気まぐれであるか自由裁量権の乱用である。

上訴は、当該上訴がこれらの根拠のうち、どの根拠に基づいているかを明記しなければならない。かつ、命令のどの規定に対して上訴が行われているかについて示さなければならない。不履行をもとに発令された命令に対する上訴は、被告が § 128.4 (b) で規定される救済を求めることをしていない場合、受け入れられない。

## (c) 上訴で考慮される事項

上訴は、集められた記録を根拠に考慮される。この記録は、（限定されるものではないが）起訴状、被告の答弁書、行政法審判官の面前での審理の筆記録又は磁気記録、行政法審判官の報告書、政治軍事担当国務次官補の命令、及び行政法審判官の面前での訴訟手続きの中に含まれるその他の関連文書で構成

される。武器管理及び国際安全保障担当国務次官は、記録が不十分であること又は新たな証拠が争点に対して関連があり且つ重要であり、最初の審理の時点で被告に知られていなかったか、被告に対して合理的に利用できなかったことを認定した場合、行政法審判官の面前での再審理及び訴訟手続きの再開を命じることができる。

(d) 上訴の効果

上訴を受理することにより、何らかの命令の効力を停止させることはない。

(e) 上訴の作成

(1) 一般要求事項

上訴は、書状の形態でなければならない。上訴及び添付資料は、別途指示しない限り、正副二通作成して提出しなければならない。且つ、同時にコピーを、政治軍事担当国務次官補 (SA. 1, Room 1200, Department of State, Washington, DC 20522-0112) に郵送するか、政治軍事担当国務次官補宛 (SA. 1, Room 1200, Department of State, Washington, DC 20037) で、2401 E Street, NW., Washington, DC に届けられなければならない。

(2) 口頭による弁明

国際安全保障担当国務次官は、上訴人に口頭弁論の機会を与え、口頭弁論の時間と場所を設定し、且つ、通常、設定した日の少なくとも 10 日前に当事者に通知する。

(f) 裁定

すべての上訴は、提出されてから妥当な時間内に審査され、裁定される。上訴は、上訴者の要求を受けて、全部若しくは一部において認めるか否認するか、又は棄却することができる。国際安全保障担当国務次官の裁定は、最終的なものとなる。

[58 FR 39320, July 22, 1993, as amended at 61 FR 48833, Sept. 17, 1996; 71 FR 20552, Apr. 21, 2006; 79 FR 8089, Feb. 11, 2014]

§ 128.14 手続きの機密性

本章のもとでの訴訟手続きは機密扱いである。しかし、§ 128.17 で言及される文書は機密であるとはみなされない。行政法審判官の報告書及び審理の筆記録又は録音のコピーは、当事者及び証人（証人自身の証言の範囲内に限る）が利用できる。すべての記録は、それに関して妥当な関心を示している米国政府機関に対しても利用することができる。

[61 FR 48834, Sept. 17, 1996]

§ 128.15 執行猶予期間付命令

(a) 執行猶予期間の取消

資格剥奪命令は、そこで記載される条件を満たすことを条件として、資格剥奪の全期間又は一部の期間について当該命令を停止させることができる執行猶予期間を設定することができる。政治軍事担当国務次官補は、執行猶予の条件が破られたことが明白である場合、行政法審判官に執行猶予取消しの適切性に基づく提言を、これによって影響を受ける者に通知することなく、求めることができる。この申請を裏付ける事実は、行政法審判官に提出される。行政法審判官は、それについて政治軍事担当国務次官補に報告し、提言を行う。後者は、執行猶予を取消すべきか否かの裁定を行い、且つ、適切な命令を発令する。この措置により影響を受ける当事者は、その発令日から 10 日以内に要求書を提出することにより、政治軍事担当国務次官補に当該裁定の再考を要求することができる。

(b) 審理

(1) 通知に対する異議申し立て

通知に基づく執行猶予取消しの適用により影響を受ける者は、通知で指定される期間内に、行政法審判官に異議申し立てを提出することができる。

## (2) 通知なしでの命令に対する異議申し立て

通知なしでの執行猶予取消し命令により不利な影響を受ける者は、それに対する彼の異議申し立てを行政法審判官に提出することにより、その命令を無効にすることを要求することができる。その要求により、当該命令又は取り消しの発効日を延期させることはない。

## (3) 異議申し立て提出の要求事項

行政法審判官に提出される異議申し立ては、書面で、かつ、正副二通作成して提出されなければならない。同時にコピーを防衛取引管理部に提出しなければならない。影響を受ける者が提示しようとする否認及び容認並びに何らかの軽減事由は、異議申し立て状の中で示されるか、異議申し立て状に添付しなければならない。かつ、エビデンスで裏付けなければならない。口頭審理の要求は、異議申し立て提出の時点で行うことができる。

## (4) 裁定

この適用[執行猶予取消しの適用]及びこれに対する異議申し立ては、行政法審判官に付託される。口頭審理は、もし要求された場合、提出された異議申し立てが裁定されるべき重要な事実について、何ら争点を提起していない限り、都合の良い早い時期に実施される。行政法審判官は、政治軍事担当国務次官補に認定事実を報告し、提言を行う。政治軍事担当国務次官補は、この適用[執行猶予取消しの適用]が認められるべきか否認されるべきかの裁定を行い、かつ、適切な命令を発令する。命令及び行政法審判官の報告のコピーは、それによって影響を受けるすべての者に提供される。

## (5) 他の措置に対する取消しの効果

執行猶予期間の取消しは、この取消しが更なる違反に基づいている場合であっても、その更なる違反に関する他のいかなる措置をも妨げることはない。

[61 FR 48834, Sept. 17, 1996, as amended at 71 FR 20552, Apr. 21, 2006; 78 FR 52689, Aug. 26, 2013; 79 FR 8089, Feb. 11, 2014]

## § 128.16 期間の延長

行政法審判官は、正当な理由が立証された場合には、起訴状への答弁の作成及び提出のための期間、又は本章で義務付けられているその他の行為を実行するための期間を延長することができる。

[61 FR 48834, Sept. 17, 1996]

## § 128.17 命令の利用の可能性

すべての起訴状、資格剥奪命令、並びに民事制裁金及び執行猶予期間を課す命令は、国務省の公開閲覧室において一般の閲覧に利用される。

[78 FR 52690, Aug. 26, 2013]